



議題 4

報道機関 各位



記者発表資料  
令和4年9月28日（水）  
問い合わせ先：デジタル改革推進部  
副参事：佐藤  
担当：野島、仲田  
電話：829-1048  
内線：2208

10月はデジタル月間です  
～電子申請・届出サービスをご利用ください～

さいたま市では、令和7年度までに原則すべての手続をオンライン化することを目標としています。

令和4年10月はデジタル庁が実施する「デジタル月間」ですので、市への申請をする際は、ぜひ電子申請・届出サービスをご利用ください。

## 1 目的

行政サービスを受けるために必要な市への手続等によって発生する市民の負担を可能な限り減らす。

## 2 電子申請・届出サービスで申請できる主な手続

- ・水道使用開始届・中止届
- ・犬の登録事項変更届（市内転居）
- ・子育て支援医療費助成金支給申請
- ・高齢者福祉総合申請書
- ・税証明書の交付申請(※)
- ・原動機付自転車の標識交付申請(※)
- ・市民税・県民税申告書の提出
- ・住民票の写し請求(※)
- ・戸籍に関する証明書請求（戸籍謄本・戸籍抄本・身分証明等）(※)

※ご自宅に郵送で届きます。手数料の支払いには、クレジットカードが必要です。

アクセスはこちら→

さいたま市 電子申請

検索

URL : <https://s-kantan.jp/city-saitama-u/>

